

会 議 録

【事業番号1 ふれあい入浴費】

- 1 会議名：平成27年度第3回市民行政評価委員会（事務事業第2回）
- 2 日 時：平成27年10月28日（水）午後2時45分～3時25分
- 3 場 所：議会第4委員会室
- 4 出席者：

（1）市民行政評価委員会委員

岡田委員長、山崎委員、林委員、寺尾委員、安嶋委員、
上井委員、江口委員、倉谷委員、島木委員、出口委員

（2）事業担当課：長寿福祉課

高柳課長、吉田主査

（3）事 務 局：行政経営課

村角課長、石山課長補佐、吉田係長、佐藤主査

5 審議内容

評 価 委 員：利用者負担割合（1/3）の根拠は何か。

事業担当課：制度開始当初の負担割合が1/3だったことを根拠にしている。

評 価 委 員：金沢市の事業費規模が中核市の中でもトップクラスで高い。平成17年度に自己負担割合を1/4に改定した理由は何か。

事業担当課：公衆浴場料金が値上がりしたためである。

評 価 委 員：値上がり幅は20円と少額である。これで本人負担割合を1/4に引下げたのは甘かったのではないか。一般的には、こういった類いのサービスは1/2ずつの負担が相場ではないか。仮に1/2負担として試算すると、1億5100万円が1億1300万円程度になる。それでも高いが、継続するとすれば1/2の自己負担が妥当ではないか。

事業担当課：ワンコインで利用できるよう自己負担額を100円に据え置いたため、結果的に1/4負担になった。

評 価 委 員：前期高齢者は65歳からだが、70歳以上を対象としている中核市もある。“65歳以上”を再検討する時期ではないか。

評 価 委 員：駐車場がある公衆浴場は入浴補助券の利用が多いとのことだが、車で移動できる方は閉じこもりと縁が薄い。制度の目的は健康増進、閉じ

こもり防止だが、使われ方が目的とずれている気がする。例えばコミュニティの中にある公衆浴場を利用するのであれば理解できる。閉じこもりの老人はだんだん増えると思われるが、こういった方達をどうするのか。

事業担当課：確かに、健康増進のために歩いてはどうかというご意見も一つで、議論はいろいろある。歩ける範囲にある公衆浴場を利用されている方もいるので、閉じこもりの防止に資している面もある。

評価委員：顔見知りとは別として、果たして公衆浴場でそんなに会話が生まれるだろうか。交流促進という目的であれば、別の施策や高齢者施設での活動を活性化するなど別の手段も有効ではないか。

事業担当課：仰るとおり、老人福祉健康センターや地域サロンのほか、民間でも様々な交流の場がある。一方で、外出はしたいがあまり人とは関わりたくない、という声も実際聞く。交流の程度も様々で、積極的に人と話をしたい方もいれば人との関わりは多少でよいという方もいるのが実情である。

評価委員：交付者数の推移について、平成14年度20,000人弱のところ3年後の平成17年度に約500人増加した。次の3年後の平成20年度は4千人増、更に3年後の平成23年度も4千人増、平成26年度では5千人弱の増となっている。この要因は何か。

事業担当課：特段の分析は出来ていないが、交付対象人口の増に見合った傾向ではないかと捉えている。

評価委員：交付者のうち、いわゆる団塊の世代である65歳～70歳が占める割合は。

事業担当課：年齢別の交付者数については、手元に数字を用意していない。

評価委員：交付者数の推移を見る限り、団塊の世代の影響がそれ程無いように感じる。

事業担当課：団塊の世代の方達はまだ現役の方が多いのかもしれない。平成23年度以降、少しずつ交付率が伸びているものの、見方によってはさほど大きな影響ではないとも言える。

評価委員：事業を抑制するのはなかなか難しいかもしれないが、1億5千万円という大きな事業費を考えると、対象の年代を上げていくしか方法論はな

いのではないか。

評価委員：平日の昼過ぎのスーパー銭湯では、多くの健常な高齢者が車で訪れているという光景がよく見られる。以前からすると、健康な高齢者が増えていることもあり、そういった方々に多大な経費を使うのはいかなものかと思うことがある。お体の不自由な方に絞るなど何か方法はないものか。見直すべきは年齢なのか負担割合なのか、いずれにしても、利用者からの反発が予想される。他方、年金が下がっている中で、一つの楽しみにしているものを奪うのもどうか、という思いもある。

評価委員：施設数が減っていることから、将来的に違った側面から解決できるものと考えている。将来的に利用者が多い施設だけが残り、規模の小さな施設については、設備が老朽化する中で建替えなどの対応が難しくなったら、恐らく廃業していくのではないだろうか。すると自然に施設数が減るので、例えば、中核市平均の16箇所を割り込んだら事業を廃止してしまう、といった割り切りも一つの考え方ではないか。

また、現行の制度を有り難がって使用している人もいることは事実だが、年間22回しかお風呂を使わない人はいないはずである。この制度で本当に助かっている方は僅かと思われる。とすれば月1回程度の割合である当初並みの12枚に引き下げてもいいのでは。また、このような事業の縮減に対しては、福祉の切り捨てといった批判を受けることもあるが、今後、福祉として行政が手を差し伸べる対象を考える際は、様々な面で70歳あたりに割り切ったら良いのではないか。

合わせると、対象70歳以上、自己負担200円、交付枚数12枚、それくらいが一つの落としどころではないか。その条件で試算すると、恐らく現状の1/3程度に経費を縮小できる。以降は環境変化でやめざるを得なくなるところまで細々と事業を継続していくのが良いのではないか。

事業担当課：これまで使用されず余る分もあったが、枚数を減らすと使いきる可能性も想定される。

評価委員：絶対数が減るので事業費は減るはず。60歳の方も年を重ね70歳になるので、いずれは対象者が増えるが、それと同時に施設数も減っていくと思われる。

- 評価委員：事業費のほとんどが公衆浴場の収入になることから、この事業には公衆浴場への支援という側面もある。平成7年度前後は1軒あたり23万円程度の収入にしかっていないが、平成23年度は約400万円、平成26年度になると約550万円と、公衆浴場への支援が非常に増加している。最も利用が多い施設に至っては2,300万円程度で、本人負担分と合わせると3,000万円以上の収入になっている。公衆浴場間の格差が生じているように思え、これで良いのかと疑問を感じた。公衆浴場への支援制度でもあるとすれば、公衆浴場側の負担についても考える必要はないか。
- 事業担当課：利用者側の制度として設計されており、事業者への補助金形態ではないため難しい。1軒当たりに入るお金が増えていることは事実である。
- 評価委員：公衆浴場に負担を求めることは制度上難しいのか。
- 事業担当課：最終的に公定価格440円が公衆浴場の料金として収入されなければならない。事業者側の負担分ということで身銭を切らせることが法制度上可能かどうか不明確である。
- 評価委員：二次評価のとおり対象や枚数の見直しは絶対に必要だが、それに加えて、値引きなど事業者の負担も必要ではないか。スーパー銭湯では割引券などもある。法律の制約がある中で難しいかもしれないが、可能性を探れないだろうか。
- 事業担当課：公衆浴場の価格は物価統制令で決められている。公共的な性格を帯びた施設であるため競争させてはいけない面がある。実施するとしたら一律に行わなければならない。研究はしてみるが難しいと思われる。

上記審議を踏まえた各委員の評価

見直し(10)

- ・他の中核市と比べ事業費が過大となっていることから、制度を見直すべきである。
- ・対象年齢70歳以上にするなど交付対象者の見直しが必要である。
- ・交付枚数の見直しが必要である。
- ・自己負担額の見直しが必要である。
- ・事業規模を縮小して当面は継続し、施設数が更に減少したタイミングで廃止すべきである。

評価結果

見直し

高齢化の進展に伴い事業費が増加することや、他の中核市と比較し過大となっていることに加え、普通公衆浴場が減少し偏在化している現状等を踏まえ、対象年齢や交付枚数、自己負担額などを見直す必要がある。